

平成 2 6 年 第 4 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 5 日

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日（木曜日）

開 議 午前 9 時 3 0 分

散 会 午前 1 0 時 2 8 分

◎議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第 1 6 3 号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 4 号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 5 号 紀の川市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 1 6 6 号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 1 8 5 号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 1 8 6 号 財産の取得について
- 日程第 2 議案第 1 6 2 号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その 1）工事）
- 議案第 1 6 7 号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 1 7 1 号 平成 2 6 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 7 2 号 平成 2 6 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 7 4 号 平成 2 6 年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 7 6 号 平成 2 6 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 7 7 号 平成 2 6 年度紀の川市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 議案第 1 6 1 号 工事請負契約の一部変更について（市民体育館等建設工事）
- 議案第 1 6 8 号 紀の川市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 1 7 0 号 平成 2 6 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別委員会補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 7 3 号 平成 2 6 年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

- 議案第175号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別
会計補正予算（第2号）について
- 議案第178号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第179号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第180号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第181号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第182号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第183号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第184号 紀の川市道路線の廃止について
- 日程第4 議案第169号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）につ
いて
- 日程第5 請願第3号 「農業改革」に関する意見書の提出を求める請願につ
いて
- 日程第6 選挙第1号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙
- 日程第7 選挙第2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙
- 日程第8 選挙第3号 那賀広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第9 選挙第4号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 追加日程第1 委員会提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

出席議員（22名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 竹村広明	14番 杉原勲	15番 西川泰弘
16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則	18番 上野健
19番 石井仁	20番 川原一泰	21番 亀岡雅文
22番 高田英亮		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信良	企画部長	上山 和彦
総務部長	竹中 俊和	市民部長	中邨 勝
地域振興部長	宇田 美千子	保健福祉部長	服部 恒幸
農林商工部長	岩坪 純司	建設部長	福岡 資郎
国体対策局長	畑野 孝典	会計管理者	吉田 靖
水道部長	田村 佳央	農業委員会事務局長	米田 昌生
教育長	松下 裕	教育部長	山本 弘茂
総務部財政課長	杉本 太		

○議会事務局職員

事務局長	城山 義弘	議事調査課長	中野 朋哉
議事調査課課長補佐	田中 啓吾	議事調査課係長	藤田 郁也

（開議 午前 9時30分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告や組合議会議員の選挙なども含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、まず、日程第1から日程第3では、各常任委員会に付託していた案件のうち、議案第169号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

日程第4では、分割付託していた議案第169号について、再度、各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、各委員長に報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第163号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について から
議案第186号 財産の取得について まで

○議長（高田英亮君） それでは、日程第1、議案第163号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第186号 財産の取得についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

当委員会は、去る5日の本会議で付託されました議案5件につきましては9日に、15日の本会議で付託されました議案1件につきましては15日に、委員会を開催し審査を行いました。

まず、12月9日開催の委員会は、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第164号については、賛成多数をもって、その他4議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第163号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正する条例の制定については、今回の改正については字句等の誤りを精査し、7条例に反映させるものであるが、これまで字句等の誤りにより住民サービス等に不利益はなかったかとただしたのに対し、今回の改正については条例等の形式精査結果に伴う字句等の訂正であり、住民サービス等への影響はないと考えているとの答弁でございました。

次に、議案第165号 紀の川市行政組織条例の一部改正については、組織の管理についてを総務部から企画部へ移管する形となっているが、本来、組織の管理については人事部門とセットで考えるべきではないかとただしたのに対し、人事課には給与等の事務もある中で、今回の機構改革については行政改革部門を企画部へ集中させることに伴い、組織の管理についても企画部で考えるほうがいいとの考えのもとでの移管であるとの答弁でございました。

次に、12月15日開催の委員会は、本庁舎6階委員会室2において、全委員の出席を得て審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案第186号 財産の取得については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

入札業者については、市内業者4社に絞っているが、その理由についてただしたのに対し、今回の入札については、指名登録者のうち市内にスポーツ用品を専門に扱っている業者が4社あり、その4社を選定としたとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております6議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、議案第164号についての反対討論、19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第164号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論を行います。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づく職員給与の改定が盛り込まれたものです。ことし4月にさかのぼって、初任給の引き上げを含む給料表の引き上げや勤勉手当の引き上げを行う一方で、来年4月からの給料表を3年間の激変緩和措置をとりつつも、平均2%引

き下げる内容となっています。民間の賃金引き上げの動きを受けた給料表の平均0.3%の引き上げや勤勉手当の引き上げは7年ぶりの増額改定となりましたが、その水準はことし4月からの消費税の引き上げや物価の上昇水準に見合う改定とはなっていません。

さらに、給与制度の総合的見直しとして、来年4月からの給料表の平均2%の引き下げが行われます。これは、ことしの春闘による民間事業所のベースアップを反映した引き上げを短期的な変動と見るとするなら、来年4月からの改定は給与水準を官民格差の是正以上に構造的に引き下げるもので、職員の生涯賃金、生活設計にも大きく影響するものとなります。

この間、国は人事院勧告も使って公務員給与の引き下げを行い、昨年度には交付税の減額という手法で強引に平均4.3%の引き下げも行いました。これらの引き下げに続けて、来年以降の給与水準が引き下げられる内容であります。公務労働者の給与引き下げは、人事院勧告と連動する民間労働者の賃下げにつながり、官民ともに賃下げスパイラルをより深刻化させるものです。

また、国民全体にとっては、年金額や失業保険給付、生活保護給付の切り下げにつながり、地方自治体にとっても交付税や国庫補助金の人件費単価の引き下げに連動してきます。民間労働者の賃金引き下げ及び個人消費をますます低下させ、地域経済にさらなる打撃を与えることにつながるものです。

以上の理由により、本議案に対する反対討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） 議案第164号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

公務員の給与については、民間の給与水準に準拠し、社会一般の情勢に適応させるという観点から、人事院の責務として必要な勧告を実施することになっています。

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として情勢適応の原則に基づき、公務員の適正な処遇を確保しようとするものであります。

紀の川市につきましても、勧告を通じて職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保に資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的・安定的な運営に寄与するものであり、その趣旨を踏まえた人事院勧告に基づく条例改正であると解釈しますので、議案第164号に、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 以上で討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第163号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正

する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第163号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第164号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第164号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第165号 紀の川市行政組織条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第165号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第166号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第166号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第185号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第185号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第186号 財産の取得については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第186号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第162号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域
拡張（その1）工事） から
議案第177号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第
1号）について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第2、議案第162号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その1）工事）から、議案第177号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました7議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る12月10日、本庁舎6階委員会室1において、委員7名の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました議案第162号、議案第167号、議案第171号、議案第172号、議案第174号、議案第176号、議案第177号の計7議案については、質疑もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております7議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第162号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その1）工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第162号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第167号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第167号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第171号 平成26年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第171号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第172号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第172号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第174号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第174号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第176号 平成26年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）については、

委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第176号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第177号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第177号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第161号 工事請負契約の一部変更について（市民体育館等建設工事） から

議案第184号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、議案161号 工事請負契約の一部変更について（市民体育館等建設工事）から、議案第184号 紀の川市道路線の廃止についてまでの12議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました12議案については、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

当委員会に付託されました12議案について、去る12月11日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、付託された案件について、当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、特に議案に対する質疑もなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております12議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第161号 工事請負契約の一部変更について（市民体育館等建設工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第161号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第168号 紀の川市営住宅条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第168号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第170号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第170号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第173号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第173号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第175号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第175号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第178号 紀の川市道路線の認定についてから、議案第184号 紀の川市道路線の廃止についてまでの7議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第178号から議案第184号までの7議案については、委員会審査報告は可決とするものです。

7議案については、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第178号から議案第184号までの7議案については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第169号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第4、議案第169号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

委員会は、去る12月9日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました議案第169号 紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

2款、総務費、1項、総務管理費、15目、自治振興費地域安全推進事業の内容はとただしたのに対し、今回の事業については、がんばる地方交付金の充当事業であり、JRの打田駅、粉河駅、名手駅、また和歌山電鐵の貴志駅、甘露寺前駅の駐輪場に防犯カメラを設置するものであるとの答弁でございました。

また、駅以外に犯罪率が高い場所や市民からの要望のある場所への防犯カメラ設置に向けた方向性はとただしたのに対し、防犯カメラの設置については、設置及び管理運営規定を設置しており、市民のプライバシーの問題等を考慮し、また自治区の同意も得た上で検討していくとの答弁でございました。

次に、9款、消防費、1項、消防費、4目、消防施設費、15節、工事請負費で、今回の補正については、消防器具庫の地盤改良となっているが、その内容は、またほかの場所への移設の考えはとただしたのに対し、今回の土壌改良については、器具庫設置場所の地質調査を行った結果、地盤が軟弱であり、改良が必要であるとの報告に基づく改良であり、また場所の選定については、地元の強い要望によるものであるとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第169号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、3款、1項、9目、老人福祉施設費の工事請負費の内容をただしたのに対し、老朽化した老人憩いの家「ともぶち荘」の解体工事費用であるとの答弁でした。

次に、3款、2項、1目、児童福祉総務費の放課後児童健全育成施設整備事業の設計委託料についてただしたのに対し、学童保育「粉河アットホームクラブ」が、平成27年度にもとの粉河中学校特別教室棟に移転するにあたり、トイレの設置や階段の改修工事を行う必要があるため、今年度設計を行うための費用であるとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第169号 紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告させていただいたとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第169号のうち、所管部分について、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

6款、1項、11目、土地改良事業費、農業基盤整備促進事業について、国の予算配分割り当てが減らされたことにより、減額補正するということだが、当初予定していた事業にはどう対応するのかとただしたのに対し、測量設計委託料については、当初2件予定していたもののうち、1件を別途事業で実施することとなった。工事請負費については、当初3件予定していたもののうち、事業費の大きい1件を次年度に施工することとした答弁でした。

次に、第2表 債務負担行為補正、市道中学校連絡線自歩道JR工事委託について、財源確保についてただしたのに対し、国庫補助金が2分の1で7,500万円、残りの2分の1のち95%が合併特例債で7,120万円、5%が一般財源の380万円との答弁でした。

次に、11款、1項、2目、農業用施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業について、被災箇所と現在の状況についてただしたのに対し、一つ目は、井田地区の魚谷水路で、もう一つは、上田井地区の尼御前池である。現状は災害の査定もあるので、そのままの現状であるとの答弁に、現在そのまま放置して大雨などあった場合、危険性はないのかと再度ただしたのに対し、魚谷水路については、土のうを積んで市道を保護し、のり面については崩れないような状態にビニールシートを覆っている。尼御前池は、ブロックが崩壊したような形で、大雨が降ってもこれ以上崩れない状態であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第169号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）については、各委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第169号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 請願第3号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第5、請願第3号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

本請願は、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 当委員会に付託されました請願第3号についての審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所については、先ほど報告したとおりであります。

請願第3号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について。

質疑はなく、全会一致で採択すべきものと決定いたしております。

以上で、審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております請願第3号については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、請願第3号の採決を行います。

請願第3号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について、委員長の報告は採択とするものです。

本案は、委員会報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、採択されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時10分）

（再開 午前10時11分）

○議長（高田英亮君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、産業建設常任委員長より、委員会提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

これより、追加日程表と意見書（案）を配付しますので、しばらくお待ちください。

追加日程第1 委員会提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書

○議長（高田英亮君） それでは、追加日程第1 委員会提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） ただいま議題となっております委員会提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、産業建設常任委員会委員長、私、室谷伊則でございます。

政府は、本年6月に改正した「農林水産業・地域の活力創造プラン」や閣議決定した「規制改革実施計画」等において、農業の成長産業化に向けて「農業協同組合の見直し」などを柱にする農業改革を推進することを決定した。

これを受けて、JAグループでは、農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標に、多様な農業者のニーズに応え、担い手をサポートし、農業者並びに地域住民と一体となって、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指した自己改革に取り組むこととしている。

「農協改革」は、あくまで組合員の総意による自己改革が基本であり、「農業協同組合の見直し」にあっては、当事者である農協や組合員など現場の意見を酌み上げたJAグループの自己改革の内容を尊重した見直しとなるよう強く求めるために、別紙のとおり、「農協改革」に関する意見書を会議規則第14条の規定により提出するものです。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革担当）です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第3号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第3号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第3号について、討論ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 選挙第1号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第6、選挙第1号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、公立那賀病院経営事務組合同約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

公立那賀病院経営事務組合議会議員には、亀岡雅文君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました亀岡雅文君を公立那賀病院経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました亀岡雅文君が、公立那賀病院経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました亀岡雅文君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

日程第7 選挙第2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第7、選挙第2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀休日急患診療所経営事務組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員には、亀岡雅文君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました亀岡雅文君を那賀休日急患診療所経営事務組合

議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました亀岡雅文君が、那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました亀岡雅文君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第8 選挙第3号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第8、選挙第3号 那賀広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀広域事務組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀広域事務組合議会議員には、亀岡雅文君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました亀岡雅文君を那賀広域事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました亀岡雅文君が、那賀広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました亀岡雅文君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知を行います。

日程第9 選挙第4号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙

○議長（高田英亮君） 続いて、日程9、選挙第4号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀児童福祉施設組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀児童福祉施設組合同議会議員には、亀岡雅文君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました亀岡雅文君を那賀児童福祉施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました亀岡雅文君が、那賀児童福祉施設組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました亀岡雅文君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第10 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程10、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成26年第4回定例議会終了にあたり、一言御礼申し上げたいと思います。

12月1日から本日までの長期にわたり、盛だくさんの提案させていただきました議案、各常任委員会はじめ、皆さん方、十分御審議をいただき、提案させていただきました案件については、全て承認をいただきましたことをまず御礼申し上げます。

年末でございまして、この4月から皆さん方に3月議会でお認めをいただいた事業、いろいろと進めをしていくことができます。

京奈和自動車道の開通、また五色台聖苑の増設完成、河南給食センターの2学期からのオープン等々、また来年3月に向けての竜門小学校の完成なり市民体育館等々も着実に進んでおるところであります。

それぞれ順調に進めはできておりますけれども、新しい年を向かえての3月末まであるわけで、26年度の予算、順調に進めはできておりますけれども、年度末に向けて頑張っていかなきゃならんと、そう思っております。

とし1月からこの12月までは、いろいろとお世話になりました。あと、わずかで新しい年を向かえるわけでありますが、年末いろいろと慌ただしい12月かと思っておりますけれども、議員各位には十分健康に留意され、元気で新しい年を向かえ、そして紀の川市の発展のために今後とも御協力をいただきますように心からお願い申し上げまして、御礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（高田英亮君） それでは、平成26年第4回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る12月1日開会し、本日まで18日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

としも残すところわずかとなり、寒さもひとしお厳しくなってきました。議員各

位におかれましては、より一層御自愛をいただき、議員活動に御精励いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成26年12月1日招集の平成26年第4回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員